

# 古物営業法等の改正に伴う 手続きの変更について

## 1

### 1つの都道府県公安委員会で許可を取得すればOK

主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受ければ、他の都道府県公安委員会では許可を取得することが必要なくなりました。

## 2

### 変更の3日前までに届出が必要な手続き

- ◎主たる営業所の種別の変更
- ◎営業所の名称
- ◎営業所等の所在地の変更
- ◎営業所の新設・廃止  
(その他の変更は従来どおり、変更後原則14日以内に届出)

## 3

### 提出書類は1通でOK

申請・届出の提出は、正本1通のみの提出になりました。



詳細については、  
島根県警察ホームページ「<https://www.pref.shimane.lg.jp/police/>」の  
「申請・手続」コーナーをご覧ください。  
不明な点があれば下記お問合せ先に確認をお願いします。

【お問合せ先】 島根県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 営業保安係  
(0852-26-0110:内線 3032)  
又は最寄りの警察署 生活安全(刑事)課(生活安全係)